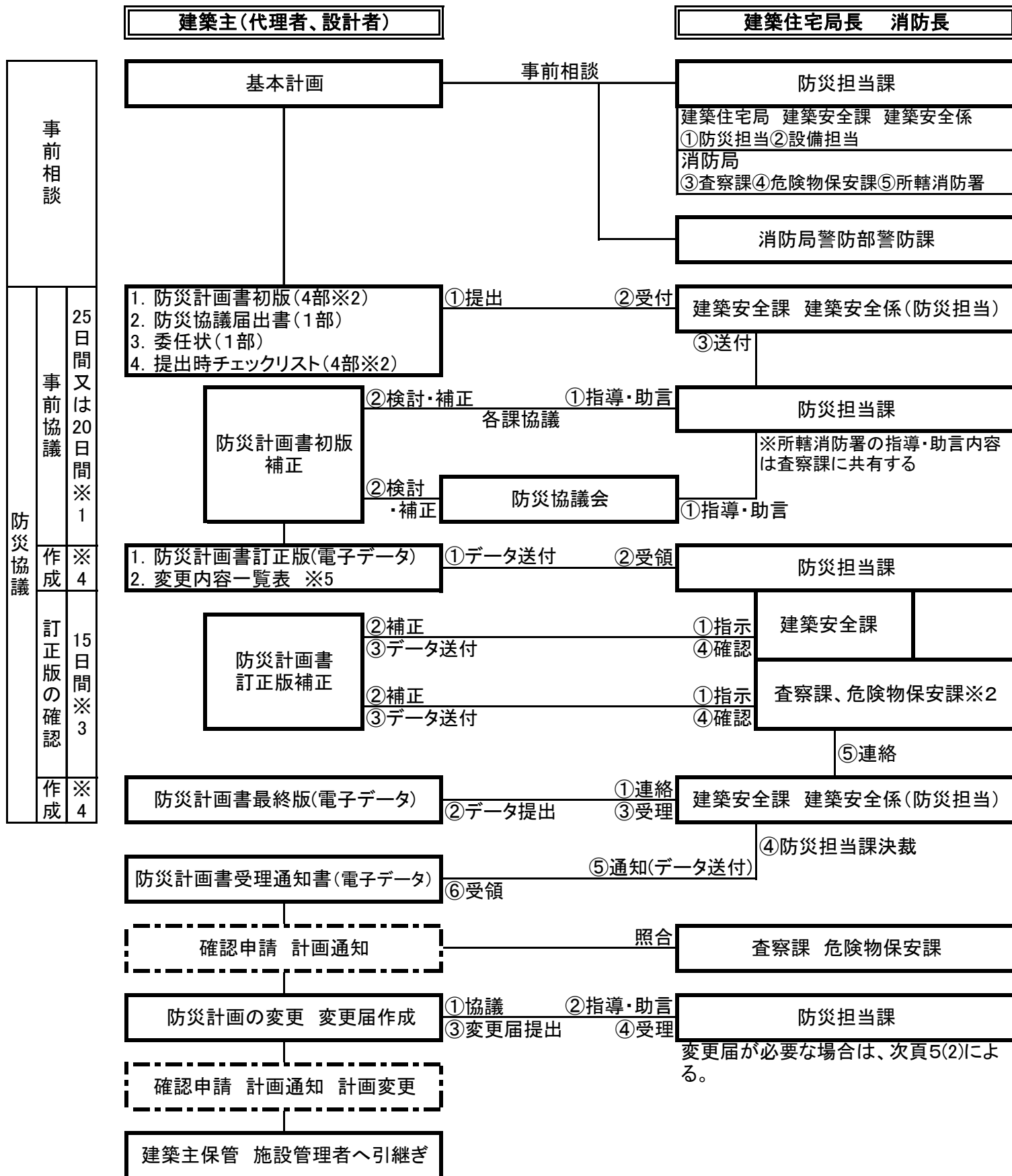


5(1) 防災協議の流れ



※1 神戸市側の標準的な処理期間を示す。防災協議会を開催しない場合は、20日間とする。休日は含まない。

※2 危険物保安課との協議が必要な場合は危険物保安課の議事録を添付。(協議が必要かどうかは事前相談の際に確認)

※3 神戸市側の標準的な処理期間を示す。建築主側の理由により初版からの変更がある場合は、30日間程度必要な場合がある。標準処理期間は、各課に書類が到着した日から5日間、初版からの変更がある場合は10日間程度必要な場合がある。ただし、いずれの期間も休日及び建築主による補正の期間は含まない。

※4 建築主側の所要期間を示す。

※5 初版から変更がある場合に添付する。